

## 令和3年度 第4回 広島支部評議会議事概要報告

開催日時	令和4年1月14日（金） 15:00～17:00
場 所	広島コンベンションホール
出席議員	（学識経験者）江頭 大藏、佐田尾 信作、畑 雄太 （事業主代表）長谷川 信男 （被保険者代表）福島 淳仁、藪本 敬士、和田 利樹 （敬称略）
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和4年度広島支部保険料率について</li> <li>2. 令和4年度広島支部事業計画（案）・広島支部保険者機能強化予算について</li> <li>3. その他</li> </ol>
議事概要 （主な意見）	<p><b>議題1. 令和4年度広島支部保険料率について</b></p> <p>事務局より「令和4年度広島支部保険料率」について、資料に沿って報告。個別の意見等については、以下のとおり。</p> <p>（学識経験者）40歳以上の介護保険料がかかる従業員については、健康保険料率と介護保険料率を合わせた保険料率が下がることになるのか。 ⇒ そのとおりである。</p> <p>（学識経験者）事業所への広報は理解しやすい内容にしていきたい。 ⇒ 本部と支部が連携して、事業所に対してご理解いただける広報を実施していく予定である。</p> <p>（被保険者代表）医療費が高くなっているため、健康保険料率の引き上げはやむを得ない。一方で、高齢者の割合が増えて要介護の方も増えていると思われるが、今回、介護保険料率が下がる要因を教えてください。 ⇒ 令和4年度に見込まれる介護納付金が令和2年度の精算分により、圧縮されていること。また、介護保険料率は単年度収支均衡で算出されるため、令和3年度の準備金残高227億円を含めて算出することで介護保険料率が下がる要因となった。</p> <p>（事業主代表）インセンティブ制度における特定保健指導について、外部委託の割合が低いいため、コロナの影響を受けたとのことだが、もう少し詳しく教えてください。 ⇒ 広島支部では、協会けんぽの保健指導者と外部委託の健診機関で行っている特定保健指導の割合がおおよそ7:3である。前者は主に事業所への訪問、後者は主に健診受診の同日に</p>

実施しているが、前者はコロナの影響を大きく受け、特定保健指導の実施件数が落ち込んだ。

(学識経験者) 健康保険料率の引き上げについては、現行の制度下でやむを得ないと考える。但し、準備金が積み上がり続けており、準備金については中長期的な視点で考えているとのことだが、何に使用するために準備金を積み上げているのか、具体的に説明していく時期になっているのではないかと。

⇒ 現在、積み上がっている準備金は、事業をする等の理由で取り崩すことができない。運営委員会において、保健事業に新たに予算をつけることで積み上がる準備金を少なくすることができるのではないかと議論されており、令和6年度からスタートできるように健診・保健指導等の強化に向けた事業を考えているところである(資料2-6)。また、今後、保険料率が10%を超えないように最大限維持していくためにもご理解いただきたい。

## 議題2. 令和4年度広島支部事業計画(案)・広島支部保険者機能強化予算について

事務局より「令和4年度広島支部事業計画(案)・広島支部保険者機能強化予算」について、資料に沿って報告。個別の意見については、以下のとおり。

(学識経験者) KPIの各種数値の根拠は決められているのか。

⇒ 令和4年度KPIの数値は、本部から各支部に指定されている項目や、令和3年度の実績見込みから伸び率を加味して決めている項目がある。

(被保険者代表) 第三者行為、労働災害、通勤災害の疑いのある外傷性レセプトの点検について、新入社員はどのようなケガでも保険証が使用できるという認識ではないか、周知が必要と考える。

⇒ 医療機関の窓口において、この場合は保険証を使用できないと案内を受ける方が多い。また、協会けんぽでは、外傷性レセプトから、対象の方へ負傷原因に問題がないか文書で照会している。今後、新入職員向けの広報を検討していきたい。

(被保険者代表) マイナンバーカードが保険証として使用できることで、無資格受診が解消されるのではないかと思うが、協会けんぽとしての取組みを教えてください。

⇒ マイナンバーカードの使用による医療機関における資格確認システムが徐々に浸透している。国の事業として協会けんぽもできる限り、積極的に広報していく。

(被保険者代表) 健診後の未治療者に対する受診勧奨について、事業所への通知をしているのか。

⇒ 未治療者に対する受診勧奨については本人に通知しているが、会社には対象者を伏せた状態でどのくらい的人数が対象なのかをお伝えしている。従業員の医療機関への受診や保健指導については勤務時間の中で時間をとっていただくか、休暇を取っていただくなどの配慮を経営者の方をお願いしたい。

(事業主代表) KPI について、事業計画の中では前年度以上としか表現しかないものがあり、前年度が何%なのか具体的に入れたほうがよい。

(事業主代表) 健康づくりの好循環はまさによくできていると思う。年1回の健診受診から始まり、それにより保健指導を受け、医療機関へ受診する。そのようなサイクルで実施することで、保険料率の抑制、医療費適正化につなげていただきたい。

(被保険者代表) 協会けんぽにおいて、メンタルヘルスに着目したポピュレーションアプローチをぜひお願いしたい。

⇒ 令和4年度事業計画ではメンタルヘルス対策を盛り込み、健康づくり講座においてメンタルヘルスや睡眠の改善に向けた講座を無料で利用いただけるように考えている。

(学識経験者) 健康経営は協会けんぽというイメージがまだないのかもしれない。健康に対するいろんな相談や困ったことがあれば、ワンストップで協会けんぽに相談できるような体制づくり、広報を検討していただきたい。

⇒ 健康宣言事業所は2,450社で、まだまだ周知不足だと考えている。保健師、管理栄養士が事業所に訪問させていただく際には特定保健指導だけでなく、健康経営の視点から訪問先の健康課題の解決に向けた相談に取り組んでいる。また、協会けんぽの認知度が低いため、本部・支部が一体となって、広報・PRを強化していく必要があると考えている。

### 議題3. その他

事務局より「制度改正(令和4年1月1日施行)」について、資料に沿って説明。個別の意見については、以下のとおり。

(被保険者代表) 任意継続で申し出による資格喪失ができるとあるが、保険料を1年間前納された場合、資格喪失はできるのか。

⇒ 1年間前納された場合でも、申し出による資格喪失は可能である。また、資格喪失月以降の保険料はお返しすることになる。

### 特記事項

次回は令和4年7月に開催予定  
傍聴者1名(経済レポート)